

納本

特250

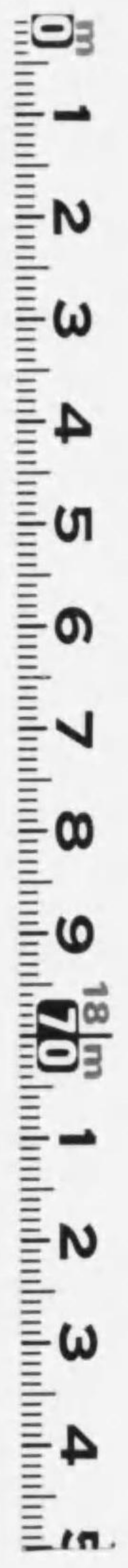
322

商業組合經營叢書
和十六年七月

× 複写

生活必需品關係小賣商業組合部制要綱
生活必需品關係商業組合ノ改組統合ノ方法

商業組合中央會
商業報國會中央本部



始



45 250
322

序

一、生活必需品配給機構整備要綱によれば、生活必需品に關する包括的小賣商業組合は、物資別又は業種別に部を設け内部組織を整備して配給事業を遂行する様に指示せられてゐる。かゝる意味の部制は從來一部の商業組合には採用せられてゐるが、一般的には全然新規の問題であるために、部の組織、運営、經理等を如何に爲すべきか、その取扱方に迷つてをられる向も尠くない點に鑑み、本會は關係各方面の参考に資する目的を以て、部制要綱を決定し、商工、農林兩當局の諒解を得て茲に之を發表することゝなした。もとより本要綱は未だ試案の域に止まり、今後の部制實施の結果によつて研究の上、補完をしなければならぬが、差當つて各關係組合においてはそれぞれの實情に則して本要綱の趣旨を採り入れて部の運営を行つてゆくならば、まづ大過なきを期し得られるのではあるまいかと推察する次第である。

尚ほ、末尾に、本要綱に準據して部制規程を作成し、參考までに示しておいた、併せて參照して一覽いたゞき度い。部の設置については定款中に規定し、事業執行規程として部制規程を設けることゝしてある。更に部が共同販賣事業を行ふ場合には、共同販賣事業規則を設けるのが良いと思ふ、同規則は各組合の實情により適當に定むべきものである。

(備 考) 生活必需品配給機構整備要綱抜萃

- 二、生活必需品ノ小賣商業組合ハ左ノ如ク内部組織ヲ整備シ配給事業ヲ遂行スルコト
- (1) 取扱物資別ニ部會制ヲ採用スルコト
- (イ) 部會ハ當該物資ノ取扱業者ノミヲ以テ之ヲ構成スルコト
- (ロ) 部會ハ部會所屬組合員ノ實績調査、取扱數量ノ割當等ヲ爲スコト

序



序

- (ハ) 部會毎ニ責任者(組合ノ常任理事ヲ以テ之ニ當ツ)ヲ置キ當該物資ノ配給ニ關スル實務ヲ掌理セシムルコト
 - (ニ) 組合ハ市町村及ビ町内會、部落會、隣保班等ノ消費團體トノ緊密ナル聯絡ノ下ニ地區内ノ消費者ニ對スル配給ヲ行フコト
 - (イ) 配給ハ當該物資ノ部會所屬組合員ヲシテコレニ當ラシムルコト
 - (ロ) 配給ニ關スル對外的責任ハ組合自ラ之ヲ負擔スルコト
 - (ハ) 統制違反者ニ對スル自治的制裁ノ組織ヲ確立スルコト
 - (ニ) 統制物資ニ付テハ必ず組合ニ於テ共同仕入ヲ爲スコト、此ノ場合ニ於テ委託仕入ノ方法ヲ採リ計算ヲ組合員ニ歸屬セシムルコト
 - (ホ) 要スレバ組合ニ於テ統制物資ヲ共同販賣(委託)ニ附スルコトヲ得ルコト
 - (ヘ) 商業小組合等ノ形態ニ依ル企業合同ヲ促進シ配給費用ノ節約ヲ圖ルコト
- 二、生活必需品關係商業組合の改組統合に當つては、手續の簡捷、當事者間の摩擦の緩和、改組途上に於ける物資配給の圓滑化等につき充分研究の上、最も適當な方法を探るにしなければならない。茲に本會は改組統合に關する各種の方法の利害得失につき聊か意見をとり纏め發表することとなした。關係者各位の御參考ともなれば、望外の幸とするところである。

昭和十六年七月

第一 生活必需品關係小賣商業組合理要綱

商業組合中央會
商業報國會中央本部

第一、部設置の目的

多種多様の物資の販賣業者多人數を網羅する包括的小賣商業組合(包括的業種別組合、生活必需品組合)に於ける配給事業の圓滑なる遂行を期せんとするものであるから、部の組織及運営は次の如き各種の條件を充たすに足るものでなければならぬ。

- (一) 包括的組合に於ては、統制物資の實績調査、配給割當等を行ひ、組合内部に於ける其の取扱を明確にするために、部を設けて之を處理することが配給統制の實施上極めて肝要であり、このことは政府の『生活必需品配給機構整備要綱』に於て要求せられてゐる所である。
- (二) 包括的組合に於ける配給事業(統制物資のみならず、自由物資をも含めて)の適確迅速なる事務處理を行はんとせば、同一種類の取扱業者のみに配給事務を行はしめ、當該物資に無關係の業者の關與を避けしめることが組合經營の上から見て必要である。

- (三) 包括的組合に於ける配給事業の活動状況及經營效率を測定し之を向上せしめるためには業種別(又は物資別)に部門計算を實施することが必要である。

第二、組合に於ける部の地位

部は組合内部に於ける配給事務の圓滑なる執行を期せんとするものであるから、部が對外的に自らの意思決定をなし部として對外的に活動をなすことは之を認むべきではない。部の任務は主として、理事會の諮問に應へ又は建議をなし、意見を樹て、部の事業を企畫し、理事會より委任せられたる組合事業の執行に當るものである。

この組合に於ける部の地位に關し特に問題となるのは左の三項である。

(一) 部の權限

部が或る程度の獨立性を持ち、部のみに關する事項について部が自ら意思決定をなし、又部自體の資金を以て部として對外的に活動することを認めるならば、組合中に組合が形成されるが如き觀を呈し、組合の統制力の弱体化、責任の所在の不明を來す虞があり、組合の統一を亂すのみならず、現行法規上よりも難色があることであるから、之は許さるべきではない。そこで、今度はこれとは逆に部の機能、權限を極度に縮少して之を理事會の單なる諮問機關に止めんとする組合中心の考方が行はれるのであるが、元來部設置の重要な目的が専門的知識、經驗、技術を要求せられる配給事業を、多種多様の物資を取扱ふ包括的組合が行ふ場合には、部を設けて夫々當該業者をして行はしめることが配給統制上より見るも、或は又組合經營上より見るも、事務の簡捷、取引の適正迅速、業者の實績

尊重を期する點に於て極めて合理的な手段であると看做される所にある以上、部の機能を單に諮問機關の程度に止めては、如上の目的は到達されないのである。即ち、部が自らの意思を決定しても理事會の承認を経なければ對外的に有效とならぬといふ原則は絶対に厳守しなければならないが、兎に角部の發意を認むべきである。例へば、部が部關係商品の購入若は販賣に關し自發的に決定をなし、理事會の承諾を得た上で理事會の委任を受けて、部が購入又は販賣の事務を執行することは認められねばならない。要するに、部の經營に關する大綱は理事會の決議を経なければならぬが、之が執行に關しては理事會の委任により、部が之を行ふことを得るものと言ふべきである。

(二) 部長の資格

部の權限に關聯して、部長の資格が問題となるが、之には

(一) 常務理事 (二) 當該部員たる理事 (三) 理事たらざる當該部員 (四) 當該部に所屬せざるもの (理事、理事たらざる組合員、組合員外のもの) の何れを可とするやの論がある。理事長は組合全體の事業の統轄者であるから部長を兼任せしめない方がよいとなす點には異論は無い様であるが、上記の各場合の利害得失には種々の意見が見られる。

(イ) 常務理事は部の數が多數に上る場合、多數の常務理事の存在を必要とするから事實上不可能であるし、且つ常務理事は理事長を補佐して組合全體の事業の統轄に當るものであるから、部長を兼任するのは不適當であるとなす論がある。

(ロ) 理事を部長に選任する場合は組合と部との有機的聯繫を促進し且つ部長は直接對外的活動をなし得るから、部務の圓滿迅速なる處理を圖り得る利點ありとなす論と、理事たる部長は理事會を無視して單獨に對外的行爲をなし、却

つて組合と部との離間を來す虞があり、且つ各部間の對立を惹起し、それがひいては理事會に於て理事の分裂を招くとす論がある。

(ハ) 理事たらざる當該部員を部長となす時は、部の意思が理事會に於て否曲壓迫される處れがあり、又部務の迅速なる處理を圖る上にも遺憾な點があるとなす意見がある。

(ニ) 更に今後統制物資の割當が部の活動分野の重要な部分を占める際に、実績調査、配給の割當等の配給業務の公正を期するためには、當該部に所屬せざる組合員か、又は組合員にあらざる第三者を以て、部長に選任すべしといふ論がある。(然し実績の調査、取扱數量の割當等に關する審議は部に於て行ふも、之が決定は理事會に於て行ふことにすれば其の公正を期することが出来るであらう。)

要するに夫々の意見に一長一短はあるが、組合と部との聯繫を緊密となし、且つ部務の迅速なる處理を圖るためには、理事を以て部長となすべく、且つ配給は當該物資の配給業者のみを以て行はしめるといふ部設置の目的より言へば、當該業種の事情に精通せる者を部長に充つべきである。従つて部長の資格としては當該部員たる理事を以て充て、理事を辭任したる時は部長をも辭任せしむることとなすのが妥當であらう。此の際當該部員中に常務理事がある場合には、部の數が少ない組合のときは之に部長を兼任せしめてもよいが、部の數が多い組合に於ては之を避け、常務理事は組合の事業全體の統轄に専念せしめることが肝要であらう。又種々の事情によつては理事たらざる當該部員、當該部に所屬せざる組合員、又は組合員外の第三者より部長を選任する場合を生ずるであらう。然しかかる場合は可及的に特例となすべきで、部の運営は部長の如何に係るところが多なる點に思ひを致し、上述の各種の場合の利害得

失を勘考し、慎重なる考慮を拂ふべきである。最後に同一人をして二つ以上の部の部長を兼任せしめることは、事情の許す限り、回避することが良策である。

(三) 部の會計

(イ) 各部の會計を獨立せしめ、損益を夫々の部に歸屬せしめる場合は事實上組合の統一性を破壊するに至る虞がある。商業組合は人格的結合團體であつて、特に共助共濟の精神の發揚を必要となすべきに鑑み、責任と損益は組合に歸屬せしめる様に經理すべきである。

(ロ) 共同販賣にして組合員に歸屬する共同計算は之を委託業務として部に於て處理することが適當である。

第三、部制の採用と部の設置

(一) 包括的小賣商業組合は原則として部制を採用すべきであるが、組合員總數、同一業者數、特定物資の取扱高等の僅少なる組合に於ては、却つて部制による配給事業の遂行の円滑を期し難い場合があるから、かかる組合にあつては部制の採用は任意とするのがよからう。

(二) 部制を採用すべき組合は、豫め總會に於て將來設置すべき部の種類を決定し、事業執行規程(部制規程)中に明示しておき、配給統制其他の理由により、必要の生じた部から、理事會の議を経て設置して行くのがよい。必要の生じたことの認定は次の場合とする。

(イ) 理事長が當該部の設置を必要と認めるとき

生活必需品關係小賣商業組合部制要綱

(ロ) 當該品取扱組合員の半数以上より部設置の要求があつたとき
更に、既設の部を整理統合し、又は事業執行規程中に明示せられたる以外の部を新設する必要に迫られたる場合は、總會に於て之を決定するのを建前となすべきであらうが、實際に於ては理事會に於て之を爲し得る道を開くことが運用上必要であらう。

第四、部の組織

- (一) 配給統制を容易ならしむる見地より言へば、部は物資別に組織せしめることがよいが、生活必需品組合の如く多種多様の物資の取扱業者を網羅する場合に、物資別に部を組織するときは、徒らに部の数のみ多くなり、且つ一營業者が多数の部に加入せざるを得ず、更に又理事を部長に選任する建前を採らんとせば、部の数が多くなるに従ひ多数の理事を必要とすることとなり、却つて部制度の圓滑なる運営を阻害する虞があるから、かかる組合に於ては、相互に關聯を有する二種以上の物資を以て一つの部を構成せしめるか、又は業種別、或は包括業種別に部を組織することが肝要である。
- (二) 前項に於て、最後の場合に、二つ以上の部所屬組合員中の夫々一部の業者にのみ共通の物資が統制せられ、之を共同販賣の下に處理する必要が生じたときには、當該物資に關する部を新設せしめることがよいであらう。

第五、部員

- (一) 組合員は其の取扱商品又は營業の種類によつて各々該當部に所屬するものとする。その所屬は理事會が決定する。實際の手續としては、組合員をして加入申込書に當該物資の取扱実績申告書を添付して理事長宛に提出せしめ、理事會に於て審議決定する。歸還軍人、新規開業者等の如く、所定の実績無きものに付ては加入申込書によつて理事會が審議する。
 - (二) 所屬に關して疑義がある場合には、當該組合員又は部長から理事會に對し異議の申立をなし得る。異議の申立は所屬決定の日から二週間以内に事由を附したる書面を以て行ふことにするのが適當であらう。理事會は異議の申立を受けたるときは理事會の議決を以て決する。而して理事會の決定に對しては部及組合員は異議の申立をなすことを得ない。
 - (三) 部員は組合よりの脱退、部總會の決議による部よりの除名、部員たる資格の喪失、部長の承諾により部より脱退する。
 - (四) 各部長は部員の脱退の都度理事長に報告する義務がある。
 - (五) 部員に對する所屬、脱退の決定の通知は當該組合員に對し所屬は理事長、脱退は部長が行ふものとする。
 - (六) 部長は部員名簿を作成し、組合事務所に備付けるものとする。
- 部員の所屬、脱退に關し相當嚴重なる規定を設けんとする趣旨は、主として、かくして部員の現在数を常に明かになし配給統制を明確に實施するを得る様にとの見地から行ふものである。

第六部 役員

- (一) 部に部長一名、副部长若干名、委員若干名を置くこととする。
 - (二) 部長及副部长は必ず設置すべき役員として、之を定款中に規定し、委員は任意に設置すべき役員として、之を事業執行規程中に規定する。副部长及委員の員数は實情に應じて決定すべきである。
 - (三) 部長は、原則として當該部員たる理事の中より理事會の議を経て理事長が之を任免するものとする。副部长は當該部員中より理事會の議を経て理事長が之を任免するものとする。部委員は當該部員中より部總會に於て定員の過半数を互選せしめ、其の他は當該部員中より部長が選任するものとする。
- 部長、副部长を理事長の任免とする理由は、若し之を部總會に於て部員の互選したる者の中より理事長が選任するといふ行き方を取る場合には、理事長の意志に反した人物が選任せられざるを得なくなる場合が生じ、かくては理事長の欲する部の運営を行ふことが出来なくなる虞があるからである。従つて、他の反面に於て部員の意向をも尊重して部總會に於て委員を互選し得る道を開いたのである。然しこの場合理事長の選任した部長と、部員の互選した委員が部委員會に於て對立する場合を豫想して、委員の一部は部長が選任することを得るものとするのである。但し、部員の互選する委員の員數と部長の選任すべき委員の員數との割合は、組合の實情によつて理事會が適當に決定するものとする。

- (四) 部長及副部长の任期は理事のそれに準ぜしめる。但し部長にして組合理事を辭任したる者は同時に其の職を辭することとする。委員の任期は一ヶ年とする、但し重任をさまたげない。
- (五) 部長は其の部を代表し、且つ當該部業務の企畫並に實施を擔當する。副部长は部長を補佐して部長事故あるときは之に代る。
- (六) 部長、副部长及委員は原則として名譽職とする、但し必要ある場合は實費を支給するを得るものとする。

第七部 會議

- (一) 部の會議を部總會と部委員會とに分ける。部員の數が多數の場合には總代會の設置が考慮せられる。部務の迅速なる處理を圖るためには部會議を簡略にするのがよく、又部會議を複雑なる構成となすときは組合の會議と重なつて屋上屋を架するに至る虞があるからこの弊に陥ることなき様充分の注意が必要である。然し、組合が配給事業に關し相當の權限を部に委任する場合には、事實問題として會議の重心が部の會議に移ることが豫想せられる。
- (二) 部總會は當該部員を以て組織する。部總會の議長には部長が當り、部長に事故があるときには副部长が之に當る。
- (三) 部總會は部長が必要と認めたととき、又は部員の過半数より招集の請求があつたときに理事長の承認を得て部長が招集するものとする。
- (四) 部總會に於て議決を要する事項は必要なる最低限度に止め、可及的部委員會を活用することとし、部總會は屢々開催の要なき様に留意すべきである。従つて左の如き項目を擧げるを可と考へる。

- 一、部委員の選任及解任に關する事項
 - 二、部の事業の執行に關する事項
 - 三、總會又は理事會に於て部に委任せられたる事項
 - 四、部に於てなす共同(事業)計算に關する事項
 - 五、部員の除名に關する事項
 - 六、其の他部長の必要と認めたる事項
- 部總會の決議は部員半数以上出席し、其の過半数の同意を要するものとする。但し、前項第一號、第三號中總會に於て部に委任せられたる事項(例へば分賦金徵收)、第四號及第五號の決議は部員の半数以上出席しその四分の三以上の同意を得て行ふ。部長は部總會の決議録を作成し、決議事項は遲滞なく理事長に報告するものとする。
- (五) 部委員會は部長、副部长及委員を以て組織する。部委員會は理事長の承認を得て部長が之を招集する。部委員會の議長には部長が當る。部委員會の決議を要する事項は部長の統裁によつて行ふものとする。
 - (六) 部委員會は部の事業の重要な事項に關して審議するものとする。
 - (七) 部總會及部委員會の招集は必ず理事長の承認を要するものであつて、これは組合の活動の統一性を維持する上に於て極めて緊要事である。

第八、部の會計

- (一) 部の會計を獨立會計として、部毎に計算したる損益を當該部に歸屬せしめる方法をとるときは、組合は實質的に聯合會と異らず、かくては組合としての統一性が亂されるのであつて、現行法規上よりも組合のかかる會計處理には難點がある。仍つて各部毎に現はれたる損益に従つて剩餘金分配率を異らしめたり、各部が獨自に分賦金の徵收を行つたりすることは、原則として之を認めず、組合を一個の會計主體として經理すべきである。換言すれば、會計に關する限り、組合對組合員(又は第三者)の關係が存在するのであつて、部對組合員(又は第三者)の關係は存在せしめないものである。

- (二) 組合一本の會計處理を行ひ、而も後述の如く部別に所謂部門計算を爲す結果は、計算の上で一つの部に現はれた剩餘金を以て他部の缺損を補填する場合が発生し、これは組合員間に不和を醸成するに至る虞れがあるとす論がある。何となれば、計算の上で剩餘金の生じたる部は活動の盛んなる部にして、缺損となつた部は然らざる部である場合が多いからである。然し翻つて思ふに、充分なる活動を行ひ得ない理由は物資不足、公定價格による利潤率の低下等現下の統制經濟に附隨する眞に止むを得ざる事情に出で、必ずしも當該部の怠慢に基くものでないことが多いためであつて、かかる傾向は今後相當繼續するであらう。更に現下の統制物資と自由物資との利益率の相違、物資獲得の難易等により、組合としては取扱物資の如何によつてその手数料率に特に差等を設け、かくて一部に於ける剩餘金を以て、充分の手数料を擧げ得ざる他の部の缺損を補填し、組合の配給の圓滑なる遂行に資せんとするの政策を採用せざるを得ぬ場合が多い實情である。かくの如きは一部組合員の犠牲に於て他の利益を圖らんとするもの如くに觀ぜられるが、かくの如く配給費の一部を共同計算下におくのと結果に於て同様なる政策を採用せざれば

商業組合をして戦時下緊要の配給機能を完遂せしめ得ざる現下の情勢に思ひを致し、共助共済の組合精神の發揚が
この際必須となるのである。

(三) 然し、前項の如き眞に止むを得ざる措置を一應考慮の外に置いて一般的に言へば、組合員の組合に對する負擔は可
及的公平を期するのが必要であることは論を俟たぬ所であつて、この爲には次の如き方法の採用が考へられる。

即ち、配給事業に關する經費は、豫算により年度はじめに於て最低限度を定め、これは組合員に分賦金を賦課して
徴收することとなし、殘餘は各部の物資取扱高に應じ手数料として配給の都度徴收を行ふ、而して年度末決算に於
て剩餘金があれば、之は各人の事業分量を基準として組合員に配當する。前記の分賦金の賦課率は組合員の前年度
の事業分量を基準として定めるのが妥當であらう。

(四) 組合の配給事業の合理化を圖るためには、部門計算を行つて各部毎に經營效率を明確にすることが必要であつて、
この意味に於て、損益は原則として各部に歸屬せしめないといふ方針を取るが、計算は各別に行ひ部門計算制度
を採用するのが賢策である。従つて、このために部の會計組織は可及的に部門計算を可能ならしめる組織とするこ
とが望ましい。その組織としては種々の方法が考へられようが、例示的に左の如き場合が挙げられる。

(イ) 總務部(又は本組合)と各部の帳簿組織を獨立せしめ、配給事業に關する共通費(家賃、人件費、電熱料、
指導研究費等々の如き組合一般經費)の收支を前者に於て、直接經費の收支を後者に於て整理する方法。この際
共通費に關しては年度はじめに豫算を立て、各部の負擔額を定めておいて、毎月各部より總務部にその費用を繰
入れる形式を取る、かくするときは、年度末に各部の帳簿を締切ることによつて、部別の損益計算が行はれる。

然し、共通費に關する實際の支出が豫算と著しく異なる場合には、算出された各部の損益は不正確となることをま
ぬかれないから、正確を期せんとせば、實際の支出を基礎として部別損益計算を行ふことが必要となる。

(ロ) 經費及收入に關する傳票を切る時に、當該傳票に、各部の直接費については當該部名を、共通費については
共通(又は總務部)と記入し、該傳票より損益勘定明細帳に轉記し、決算期に損益勘定明細帳により部別に各直
接費を振り分けて『部別收支計算表』の當該費用欄に記入する。共通費は或る一定標準比率、事業分量、商品利益
率、取扱の難易等を基準として理事會に於て決する(を定めて各部間に割掛け、部別收支計算表の共通費割當額
欄に記入する。收入に關しても上記の如き部別の處理をなし、部別收支計算表該當欄に記入すれば、部別の經費
と収益を比較對照して部別收支計算を明瞭ならしめ得る。

此の部門計算によつて、次年度に於ける各部の事業豫算の統制、各部關係商品の手數料率の適正化、其他の組合經
營の合理化が可能となるのである。

(五) 部門計算を確實に行ふためには、豫算統制を実施することが肝要である。

第九、共同販賣に關する共同計算を行ふ場合

(一) 部がその取扱物資の全部又は一部について共同販賣に關する共同計算を行ふ場合には、當該物資を取扱ふ組合員の
委託を受けて組合が行ふ事業の形式とする必要がある。何故ならば共同販賣の結果挙げられる利益は組合の利益で
はなく、關係組合員の享くべき利益に屬するからである。従つてその會計は組合の委託業務として部が之を計算し

その損益は關係組合員に歸屬せしむべきである。

- (二) この場合、組合はそのために必要とする経費を委託手数料（又は分賦金）として徴収するのである。共同販賣の共同計算に關する精算の時期、回数其他必要なる執行細則（共同販賣事業規則）等については部總會の決議によつて定め、理事會の承認を経るのが適當であらう。

第十、事業資金

- (一) 組合員の出資額は各自の出資能力により決定することが組合資金の充實を期する上から望ましいことであるが、資金の實の原則が亂されない限りは、この際各人の既往の事業分量の實績を基準として修正することが考へられる。これは配給率、利潤配分率等が既往の實績を基準として定められることが現今屢々行はれてゐるが故のみならず、今後に於ける組合の所要資金の限度も一應組合員の既往の實績によつて或る程度判斷せられ得るからである。
- (二) 各部の部長は各年度の事業計畫を立て、資金運用の限度を定めて理事會の承認を受ける様にするのが良い。而して特に多額の資金を必要とするときは部長は理事會の議を経て所屬部員に資金の割當を行ひ、保證金として之を組合に納付せしめることとし右資金豫出の割當は部總會を開いて行ふのが適當であらう。この際組合が配給事業と並んで金融事業を行ひ、組合員の餘裕金を預金せしめ、右の保證金の如きも之を預金として取扱ふのも亦一法である。
- (三) 事業資金の中で問題となるのは借入金である。部が必要とする資金を借入れんとする場合、貸主に對しては、組合が責任を負擔するのが當然である。然し、かくては、一部に於ける借入金の損失危険が、之と無關係の他の部の組合員にも及ぶおそれがあるから、これを回避するために、組合内部の關係に於て當該部の役員（及び部員一般）の連帶責任と爲すことが考慮せられる。

(附錄)

定款規程

第 章 部 制

- 第 條 本組合ノ事業執行ニ關シ其ノ圓滑ナル運營ヲ期スル爲別ニ定ムル規程ニ依リ部ヲ設クルコトヲ得
- 部ノ事業執行ニ關スル規程ハ總會ノ決議ヲ經ルコトヲ要ス
- 第 條 組員ハ其ノ取扱商品又ハ營業ノ種類ニ依リ各該當部ニ所屬スルモノトス
- 前項ノ所屬ニ關シテハ理事會ノ議ヲ經テ之ヲ定ム
- 第 條 部ニ部長一名、副部长若干名ヲ置ク
- 部長ハ理事會ノ議ヲ經テ理事ノ中ヨリ理事長之ヲ任免ス
- 副部长ハ理事會ノ議ヲ經テ當該部所屬組員中ヨリ理事長之ヲ任免ス
- 特別ノ事由アルトキハ理事ニ非サル者ヨリ部長ヲ任免スルコトヲ得

部 制 規 程

- 第一條 部ニ關スル事項ハ定款ノ規定ニ依ルノ外本規程ニ依リ之ヲ處理ス
- 第二條 本組合ニ設置スル部左ノ如シ

一

二

三

- 前項各部ノ統合又ハ前項各部以外ノ部ノ必要アルトキハ理事會ニ於テ之ヲ決定シ當該組員ニ通知スルモノトス
- 第三條 組員ノ部所屬ヲ決定シタルトキハ其ノ旨組員ニ通知スルモノトス
- 前項ノ所屬ニ關シ疑義アルトキハ所屬決定ノ日ヨリ二週間以内ニ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得
- 第四條 異議ノ申立アリタルトキハ理事會ニ於テ之ヲ裁決ス
- 前項ニ依ル理事會ノ決定ニ對シテハ異議ヲ申立ツルコトヲ得ス
- 第五條 部員ハ左ノ事由ニヨリ脱退ス
 - 一 定款ノ規定ニ依ル脱退
 - 二 部員タル資格ノ喪失
 - 三 部總會ノ決議ニ依ル除名
- 前項第三號ノ決議ハ理事會ノ承認ヲ經ルニ非サレハ其ノ效力ヲ生セス但シ一部ノミニ所屬スル部員ノ除名ハ更ニ總會ノ承認ヲ經ルコトヲ要ス
- 部長前項ノ承認ヲ經タルトキハ運滞ナク除名シタル部員ニ其ノ旨通知スルモノトス
- 第六條 部員ハ前條ノ外部長ノ承諾ヲ得タルトキハ事業年度ノ終ニ於テ脱退スルコトヲ得
- 脱退ノ申出ハ少クトモ事業年度末三月前ニ理由ヲ記載シタル書面ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ要ス

- 第七條 部長ハ部員ノ脱退ニ付其ノ部度理事長ニ報告スヘシ
- 第八條 部長ハ部員名簿ヲ作成シ組合事務所ニ備付タルモノトス
- 第九條 部總會ニ於テ議決スヘキ事項左ノ如シ
- 一部委員ノ選任及解任ニ關スル事項
 - 二 部ノ事業執行ニ關スル事項
 - 三 總會又ハ理事會ニ於テ部ニ委任セラレタル事項
 - 四 部ニ於テ爲ス共同(事業)計算ニ關スル事項
 - 五 部員ノ除名ニ關スル事項
 - 六 其ノ他部長ノ必要ト認メタル事項
- 部總會ノ決議ハ當該部所屬總部員ノ半數以上出席シ其ノ過半數ノ同意ヲ要スルモノトス但シ前項第一號及第三號中總會ニ於テ部ニ委任セラレタル事項第四號及第五號ノ決議ハ部員ノ半數以上出席シ其ノ四分ノ三以上ノ同意ヲ以テ之ヲ爲ス
- 部長ハ部總會ノ決議事項ヲ遲滞ナク理事長ニ報告スヘシ
- 第十條 部總會ハ當該部員ヲ以テ之ヲ組織ス
- 部總會ノ議長ハ部長之ニ當ル部長事故アルトキハ副部長之ヲ代理ス
- 部總會ノ議長ハ決議録ヲ作成シ議長及出席者二名以上之ニ記名捺印スヘシ

決議録ニ記載スヘキ事項ハ總會ノ例ニ依ル

第十一條 部總會ハ部長之ヲ必要ト認メタルト又ハ當該部所屬總部員ノ過半數ヨリ招集ノ請求アリタルトキ理事長ノ承認ヲ得テ部長之ヲ開ク

第十二條 部長ハ當該部業務ノ企畫並ニ實施ヲ擔當ス

副部長ハ部長ヲ補佐シ部長事故アルトキハ之ヲ代理ス

第十三條 部ニ委員若干名ヲ置ク

委員ハ部總會ニ於テ當該部員中ヨリ定員ノ過半數ヲ互選セシメ其ノ他ハ當該部員中ヨリ部長之ヲ選任ス

部員ノ互選スヘキ委員ノ定數ハ理事會ニ於テ之ヲ定ム

委員ノ任期ハ一年トス但シ再選ヲ妨ケス

補缺ニ依リ就任シタルモノノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第十四條 部長、副部長及委員ヲ以テ部委員會ヲ組織シ部事業ノ重要ナル事項ニ關シ審議スルモノトス

部委員會ハ理事長ノ承認ヲ經テ部長之ヲ招集ス

部委員會ノ議長ハ部長之ニ當ル

第十五條 部長、副部長及委員ハ名譽職トス但シ理事會ノ決議ニ依リ實費ヲ支給スルコトヲ得

附 則

第十六條 本規程ハ昭和 年 月 日ヨリ之ヲ施行ス

第十七條 本規程ノ施行細則ハ理事會ニ於テ之ヲ定ム

生活必需品關係小賣商業組合部制要綱

第二 生活必需品關係商業組合の改組統合の方法に 關する意見

商業組合中央會
商業報國會中央本部

第一、總 說

生活必需品配給機構整備要綱に基き既設の生活必需品關係商業組合を改組統合せしめるには、如何なる方法を以て行ふのが最も適當であるかは、現下必須の配給機構の再編成を促進する上に於て、改組の衝に當る人々にとり最も重要な關心事であるが、これは既設の組合の實情や新しい組合の構成等によつて種々事情が異なるのであるから、個々の場合に應じて具體的に考慮しなければならぬ。併しながら、一般的に言つて改組統合せられる組合の關係者から見て最少の費用を以て最も簡捷なる手續が採用せられ、各組合間及組合内部に於ける摩擦が緩和せられ、進んで關係者一同に満足にあたへることが出來、更に配給統制の上から見ても、改組途上に於ける物資配給の混亂又は澁滞を避け得られる様な方法が選擇せられるならば理想に近いと言つてよいであらう。この點に鑑み關係方面の商業組合の改組統合の方法の選擇について意見を述べることにする。

第二、改組統合の方法

先づ第一に既設組合の改組統合の方法としては、次の如き四種の場合が考慮せられる。

(一) 解散して新設する方法

この方法は統合せられんとする既設組合が全部解散し、別個の新組合を設立する方法である。(解散する組合は清算手續を行ふ)

(二) 合併による方法

(イ) 新設合併の方法
合併せんとする數組合が全部解散して、新たに別個の新組合を生ずる場合である(解散する組合は合併手續を行ふが清算手續は行はない)

(ロ) 吸収合併の方法

合併せんとする數組合の中ただ一個の組合のみが存続し、他の組合は總て包括的にこの組合に合併せられる場合である。(各組合は合併手續を行ふ、この際解散する組合は清算手續を行はない)

(三) 資格擴張による吸収の方法

統合せられんとする數組合の中一つの組合の定款を變更し(殘餘の組合の解散を條件として)組合員たる資格を擴張した上で、殘餘の組合の組合員を吸収し、然る後に組合員の缺亡せる組合を解散せしめる方法である。(解散す

は清算手続を行ふ)

- (四) 新設して解散する方法
既設の組合の存在を當分その儘となし、別途に新組合を設立し、その運営準備の整備に伴つて既設組合を解散する方法である。(解散する組合は清算手続を行ふ)

第三、各方法の利害得失

以上列擧せられたる四種の方法の中で何れが最も適當な方法であるか、次に夫々の場合の利害得失について考察を加へて見よう。

(甲) 手続上の問題

改組統合の手続の簡捷は極めて希望せらるるところであるが、この點から云へば『合併による方法』の場合には解散する組合は合併手続を行はねばならぬけれども、繁雜なる清算手続を行ふ必要はないが、合併以外の場合の解散には清算手続が伴ふから、前者の手続の方が簡易である。

(乙) 財政上の問題

組合の統合に當り當事者間に於て最も問題となるのは、夫々の組合の財政状態の相違である。特に、各種の共同施設を有し經濟事業を行つて居る組合の場合には重要視せらるる傾向がある。統合せられんとする各組合間の積立金の多寡、一口當り出資額の相違、財産内容の著しい差異、殊に多額の債務を負ふ組合が存在する場合には、

統合に當り財政状態の優秀なる組合の承服を得がたい場合が多い。この點から言へば、『合併による方法』は、新設組合又は存続組合が解散する組合の債權債務を包括的に承繼するものであるから、優良組合は出来る丈この方法を回避せんとするに至る。然し『解散して新設する場合』『新設して解散する場合』には、既設組合は清算手続をとり、新設組合は之れとは別個に生れるものであるから、債權債務の包括的なる承繼が行はれないので、この點については合併による方法よりも勝れて居る様に思はれる。『資格擴張による吸収』の場合には、解散組合と存続組合との間に直接に財産上の關係は生じないから、存続組合の財政状態が特に悪くない限り同様の利點があるであらう。

丙 配給活動の支障の有無

既述の如く商業組合の改組に際し特に警戒しなければならぬのは、改組の途上に於て物資配給の圓滑が阻害せられない様に留意すべきことであるが、この點から見れば、『合併による場合』『資格擴張による吸収の場合』には兎に角全部又は一部組合は存続して活動を続けることが出来るから著しき支障を見ないのであるが、『解散して新設の場合』には舊組合が解散してより新設組合が設立され、活動を開始するに至る間に組合の活動が停止されるから、その間は別に任意組合を作つて活動を続けることが必要となり、その任意組合の債權債務、損益等に關して面倒な法律問題が発生するおそれがあるので、この點から見ると、この方法の採用は困難となる。『新設して解散の場合』はこの缺陷を救済せんとするものである。

丁 組合員の感情問題

生活必需品關係商業組合の改組統合の方法に関する意見

今日の生活必需品配給機構の整備は高度國防國家確立上の絶對的な要求であるから、組合の改組統合を円滑に遂行するためには、改組せらるべき組合の關係者が小異を捨て、大同につくのでなければ到底實現困難である。故に組合關係者の感情問題の如きはこの際問題となすべきでない様に観せられるが、併し既に社會的な生活體として種々の機能を營み、一種の人格にも比すべき「組合格」が醸成せられてゐる商業組合の改組に當つては、組合關係者の感情問題も一概に無視し得ない場合が生ずる。この點から言へば『吸収合併の場合』と『資格擴張による吸収の場合』とは、吸収される組合に劣弱感を抱かしめ、理事者の面目問題として、その採用が回避せられんとするおそれがある。この點で、全部の組合が一度解散して出直す『解散して新設する場合』、『新設して解散する場合』、『新設合併の場合』が歓迎せられるであらう。尙ほこの感情問題に關聯して、改組統合の場合には、舊組合の理事者中に新組合の役員になれずして落伍するものが現れるのが普通であるから、この點からして改組が回避せられんとする處があるとなす論もあるが、かかる小乘的な自己本位の考へ方はこの際絶對に排撃しなければならぬ。

以上、四種の方法の利害得失について考察を加へたが、夫々に一利一害があり、一概に何れの方法を採用すべしといふ様な原則は立てられない。關係組合の實情から推して、各場合に最も適切と思はれる方法を研究することが肝要であらう。ただ一般論として言へば、上記の方法の中で比較的の問題となるのは、(二)の(イ)新設合併の場合と(四)新設して解散する場合であらう。『新設合併の場合』は手續の比較的簡易を期し得るところに利點が認められるから、財政上の關係に於て困難な問題の存しない場合にこの方法を採用するのが適當であらう。然し、この方法も經過

期間に於ける各組合の財政状態に著しい變更を加へたり、配給活動の円滑を阻害しない様な工夫をこらすことが必要である。

然しながら一般的に言へば、財務關係が障碍となる場合が今後改組統合の進捗するにつれて増々多くなるであらうことが豫想せられるから、その點から見れば、むしろ『新設して解散する場合』が勝れてゐるであらう。即ちこの方法によれば、舊組合を當分その儘にしておいて、別に新組合を設立し、新組合の準備が充分整備されたときに至つて物資の配給を新組合に取扱はしめ舊組合を解散するのであるから、改組途上に於ける配給の円滑を期し得る點において大方な効果があるのみならず財務的には舊組合の債權債務の包括的引継ぎを行はないのであるから、合併の場合の如き難點を見ない。但しこの方法では、解散する組合は清算手續を必要とするから、その限りに於いて、繁雜ではあるが、然し、それが新組合の活動の支障とはならないであらう。更に一應全部の組合は解散するのであるから、一部組合關係者に劣弱感をあたへる虞れもないわけである。

以上の各方面から觀て、この『新設して解散する方法』が比較的無難ではあるまいかと考へられる次第である。ただこの際注意を要することは、この方法によるときは、同一地區に同一目的の組合が併立することになるので、新設組合の認可について支障となる場合が考へられるから、關係組合は既設組合の解散認可と新設組合の設立認可が同時になされる様に關係當局と事前に打合せ了解を求めておくことが必要である。

尙ほ改組統合に隨伴する経費は何れの方法を採るも著しい相違はない様である。

(備考) 改組統合に關聯して注意すべき事項

生活必需品關係商業組合の改組統合の方法に関する意見

商業組合の改組統合に關聯して注意しなければならぬことに、政府又は道府縣補助金と、商工組合中央金庫よりの借入金の問題がある。

イ、補助金

組合の解散又は合併に際し政府（又は道府縣）補助金に依り設備せる固定資産の處分に付ては、助成當初の條件もあり組合に於て任意に處分することは許されないものであつて、必ず關係當局の承認を経る必要がある。この際合併の場合には單に處分の許可を受ければよいが、解散の場合は補助金の返還を求めらるることとなつてゐる。然し生活必需品配給機構整備要綱に基いて解散する組合の設備は實際には新設又は存続組合に引繼がれることになるのであらうから、處分の許可を受け補助金の返還を行はないでもすむ様に關係當局と充分に打合せを遂げることが必要である。

ロ、借入金

組合の解散又は合併に際し債務がある場合には、債權者の了解を得ることになつてゐるから、商工組合中央金庫よりの借入金に關しては同金庫について打合せを行ふことが肝要である。特にそれが政府の低利資金の借入れである場合には、商工、大藏兩省に債務の肩代りにつき承認申請を行はなければならないのである。

昭和十六年八月一日 印刷

【定價十四錢】

昭和十六年八月五日 發行

著者 商業組合中央會

東京日本橋區兜町一ノ八東株ビル

發行人 平尾佐一

東京市神田區一ツ橋 教育會館

印刷所 愛光堂印刷社

東京市赤坂區青山南町二ノ一六

發行所 商業組合中央會出版部

東京市神田區一ツ橋 教育會館内
電話九段(四)四一五一—五番
振替口座東京一七一六二〇番



終

